

番 号： 160420

国 名： アフリカ地域

担当部署： 南アフリカ事務所

件 名： HIV/エイズ対策のモニタリング評価システムと実施の強化

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務： 保健関連サービスのモニタリング評価

(2) 格 付： 3号

(3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間： 2016年7月下旬から2018年2月上旬まで

(2) 業務M/M： 国内 1.00M/M、現地 9.00M/M、合計 10.00M/M

(3) 業務日数： 準備期間 第1次派遣 第1次国内 第2次派遣 第2次国内間
5日 45日 2日 45日 2日
第3次派遣 第3次国内 第4次派遣 第4次国内
45日 2日 45日 2日
第5次派遣 第5次国内 第6次派遣 整理期間
45日 2日 45日 5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部

(2) 見積書提出部数： 1部

(3) 提出期限： 2016年7月6日(12時まで)

(4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、
電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達
情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契
約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧
ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、
ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知： 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月20日(水)までに個別
に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	保健関連サービスのモニタリング評価に係る各種業務
対象国／類似地域：	スワジランド、ジンバブエ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等
特になし
- (2) 必要予防接種
特になし

6. 業務の背景

スワジランドとジンバブエは世界で最もHIV感染率が高い国々であり、2014年における15歳-49歳のHIV感染率は、それぞれ27.7%と16.7%となっている(UNAIDS, 2015)。そのため、両国は国家開発の中心的な課題としてHIV/エイズ対策を捉えている。スワジランドにおいては、マルチセクターの調整機関として国家HIV/エイズ緊急対策評議会(National Emergency Response Council on HIV/AIDS: NERCHA)が設立され、NERCHAは拡大国家マルチセクターHIV/エイズ戦略計画(Extended National Multisectoral HIV/ AIDS Strategic Plan 2014-2018: eNSF)を策定し、開発パートナーを含め、各行政レベルで様々な団体が行っているHIV/エイズ対策の調整とモニタリング評価を行っている。ジンバブエは国家開発の中心的な課題としてHIV/エイズ対策を捉えており、2013年に策定されたジンバブエ持続可能な社会・経済変革アジェンダ(Zimbabwe Agenda for Sustainable Socio-Economic Transformation: Zim. Asset)においても、HIV/エイズ対策が重要課題とされている。

スワジランドにおける現在のHIV/エイズ対策のモニタリングシステムは、Swaziland HIV/AIDS Planning and Programme Monitoring System (SHAPMoS)と呼ばれ、日々の保健・医療サービスと非保健・医療サービスがモニタリングされている。しかし、SHAPMoSは、低い報告率や職員の不足、不十分な事業評価という課題を抱えている。一方、ジンバブエでも保健・児童ケア省のエイズ・結核局戦略情報(モニタリング評価)部は上記のZim AssetやZimbabwe National HIV and AIDS Strategic Plan 2011-2015 (ZNASP)に係るHIV/エイズの医療的介入のモニタリング評価を行っている。これまでジンバブエにおけるHIV/エイズ対策のモニタリングシステムは、紙ベースで行われていたが、電子版への切り替えが進んでいる。

このような状況の下、スワジランドとジンバブエを含む6カ国(ボツワナ、ナミビア、レソト、南アフリカ、スワジランド、ジンバブエ)にて、JICAは2008年度よりHIV/エ

イズ対策のモニタリング評価に係る能力強化を支援してきた（ジンバブエについては、2012年から支援開始）。2008年度-2011年度に実施したフェーズ1では、JICAは、他の開発パートナーと共に、南部アフリカ地域のHIV/エイズ対策のモニタリング評価の標準カリキュラムを作成を支援した。2012年度-2015年度に実施したフェーズ2においても、専門家派遣を通じて、対象地域共通の課題を扱った第三国研修、そして各国の課題に応える現地国内研修を行った。

特にスワジランドにおいては、JICAの協力によって、スワジランド大学におけるモニタリング評価の制度化(大学の正規授業としてモニタリング評価が教えられること)、地方レベルにおけるモニタリング評価の能力強化が行われた。このような活動を通じて、スワジランドのモニタリングシステムであるSHAPMoSにおける報告率が改善され、またスワジランド大学の社会科学部では2016年度から、保健科学部では2017年度からモニタリング評価の正規授業の開始が予定されている。しかし、地域レベルに加えて、コミュニティレベルの能力強化が課題として残されており、またスワジランド大学におけるモニタリング評価の制度についても継続的な支援が必要とされている。また、ジンバブエにおいては、JICAの協力によって、各州保健局と各郡保健事務所に「HIV/エイズ対策のモニタリング評価担当官(以下、担当者)」が設定され、同担当者を対象に研修が行われた。加えて、州保健局及び郡保健事務所の担当者に対して訪問指導が行われた。このような活動を通じて、ジンバブエにおけるHIV/エイズ対策のモニタリング評価は、高い報告率を達成している。しかし、高い報告率を達成した次の課題として、報告されるデータの質の向上、そして州保健局及び郡保健事務所におけるデータの分析・活用が課題と残されている。このような背景の下、ジンバブエ国から日本政府に対して個別専門家派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、フェーズ1及び2でこれまで実施してきた研修の内容・課題を整理し、C/P(スワジランド：保健省、ジンバブエ：保健児童ケア省)と協働でスワジランドとジンバブエにて、HIV/エイズ対策のモニタリング評価に係る研修の実施支援を行うことを目的とする。なお、スワジランド及びジンバブエにおける主たるC/Pはそれぞれ国家HIV/エイズ緊急対策評議会と保健・児童ケア省である。なお、本業務ではJICA南アフリカ事務所との業務打合せや報告を行いながら、スワジランド及びジンバブエにて活動する。

具体的な業務内容は以下のとおり

(1) 国内準備期間（2016年7月下旬）

- ①対象国におけるHIV/エイズ対策のモニタリング評価に係る資料を確認し、対象国におけるこれまでのモニタリング評価関連活動の内容及び進捗状況について把握する。
- ②我が国及び他の開発パートナーが協力している類似プロジェクトについて、その内容を把握し、グッド・プラクティスを収集する。
- ③対象国の保健分野関連資料を確認し、本業務に係る活動の分類を行い、優先順位の整理を行う。
- ④JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- ⑤資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体のワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年8月上旬～9月中旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pにワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②C/Pやその他関連機関への聞き取りを行い、HIV/エイズ対策のモニタリング評価システムの整備の進捗状況及びニーズを確認する。
- ③対象国のC/Pと共に上記②で把握されたニーズの中から本案件で取り組む課題を抽出し、フェーズ3の期間に渡る中長期的な目標及び活動計画の作成を行う。
- ④対象国のC/Pと協議を行い、上記③で策定された中長期的な活動計画から、2016年度に実施する研修計画を策定する。なお、2016年度にはそれぞれの対象国で2回ずつ程度の研修が実施されることを想定している。想定している計画の主要項目は以下のとおり。また、研修実施スケジュールの調整を行い、下記⑤の実施支援業務日程が対象国間で重複しないように配慮を行う。
 - 対象セクター(政府機関、国家エイズ委員会、教育機関、市民組織等)
 - 対象レベル(中央、地方等)
 - 責任機関と実施機関
 - 対象者と人数
 - 実施機関と実施時期
 - 研修のトピック/テーマ
 - 研修の評価方法
 - 予算額
- ⑤上記④で策定された2016年度の研修実施計画に基づいて、第1次現地派遣期間に実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。

(3) 第1次国内作業期間(2016年9月下旬)

- ①JICA人間開発部に第1次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間(2016年10月中旬～12月上旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第2次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②第1次現地派遣で策定された2016年度の研修実施計画に基づいて、第2次派遣で実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。

- ③第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2017年1月上旬)

- ①JICA人間開発部に第2次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
③現地業務工程表を含む第3次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間(2017年2月上旬～3月中旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第3次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
②第1次現地派遣で策定された2016年度の研修実施計画に基づいて、第3次派遣で実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。③第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間(2017年3月下旬)

- ①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第4次現地派遣期間における業務内容を整理する。
③現地業務工程表を含む第4次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間(2017年5月上旬～6月中旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第4次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
②対象国のC/Pと協議を行い、必要に応じて第1次派遣で策定された中長期的な活動計画の修正、改訂を行う。
③上記②で確認または改訂された中長期的な活動計画から、2017年度に実施する研修計画を策定する。なお、想定している主要国目は「(2)第1次現地派遣期間」の④に記載されているとおり。なお、2017年度にはそれぞれの対象国で2回ずつ程度の研修が実施されることを想定している。想定している計画の主要項目は以下のとおり。また、研修実施スケジュールの調整を行い、下記④の実施支援業務日程が対象国間で重複しないように配慮を行う。
④上記③で策定された2017年度の研修実施計画に基づいて、第4次派遣で実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。

- 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。
- ⑤第4次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(9) 第4次国内作業期間(2017年6月下旬)

- ①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第5次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第5次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(10) 第5次現地派遣期間(2017年8月上旬～9月中旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第5次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②第4次派遣で策定された2017年度の研修実施計画に基づいて、第5次派遣で実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。
- ③第5次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(11) 第5次国内作業期間(2017年9月下旬)

- ①JICA人間開発部に第4次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第5次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第6次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(12) 第6次現地派遣期間(2017年10月中旬～12月上旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第5次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②第4次派遣で策定された2017年度の研修実施計画に基づいて、第5次派遣で実施される研修について、実施支援(研修の評価を含む)を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。
- ③対象国のC/Pと共に、研修効果の測定の取りまとめを行う。
- ④第6次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(13) 帰国後整理期間 (2017年12月下旬)

① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部へ提出、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(全体、第2、3、4、5、6次派遣時)

和文3部(全体のみ) JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部

英文4部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(各派遣時)

英文3部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的な内容

② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的な内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上の課題とその対処

④ プロジェクト実施上の残された課題(HIV/エイズのモニタリング評価の能力強化にかかわるもの)

⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田または羽田→香港またはシンガポールまたはドバイ→ヨハネスブルグ→ハラレ/マンジニを標準とします。

(2) 臨時会計役

以下に記載の一般業務費については、JICA南アフリカ事務所またはJICAジンバブエ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませぬので、見積書への記載は不要です)。

① 通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信等)

② 旅費・交通費(業務従事者が南アフリカから対象国へ出張する際の航空賃等)

③ 会場借上げ費(研修の実施会場等)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2016年8月1日～9月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係るメンバーは、本業務従事者のみです。

③便宜供与内容

JICA南アフリカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地派遣で南アフリカに到着時及び対象国へ初めて出張する際のみ便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次現地派遣で南アフリカに到着時及び対象国へ初めて出張する際のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

対象国のC/Pと初めて協議をする際のみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ジンバブエ保健児童ケア省またはJICAジンバブエ支所内の執務スペース提供

スワジランド保健省の執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (TEL: 03-5226-8359) にて配布します。

- ・「アフリカ地域HIV/エイズ対策のモニタリング評価システムと実施の強化」
専門家業務完了報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所

と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

以上